

自治基本条例

本市の自治を進めるためのルール

前文

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 市民、市議会及び市長等の役割(第5条—第11条)

第3章 市政の原則及び制度(第12条—第24条)

第4章 情報共有及び参画・協働(第25条—第31条)

第5章 コミュニティ活動(第32条・第33条)

第6章 住民投票(第34条・第35条)

第7章 国、他の地方公共団体等との連携(第36条)

第8章 自治推進委員会、最高規範性及び条例の見直し(第37条—第39条)

【自治基本条例全体が規定するまちづくり】

自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、熊本市を魅力的でより快適にしていく活動 【第2条】

【今回の改正点】

○第6章に区のみちづくりについて規定

○コミュニティ活動の連携について規定

区のみちづくり

住民自治の実践の場として、区のみちづくりを応援する

「区のみちづくり」とは

- ・地域の特性や課題を踏まえたまちづくり
- ・区役所を拠点に取り組む

区民によるコミュニティ活動



区民と行政の協働事業

区民が自主的・自立的に行う地域コミュニティ活動や市民公益活動

・区役所に予算化された事業(まちづくり予算)

・本庁に予算化されているが、区域が限定的で区民との協働で行うもの。

・予算化はされていないが、区民と職員が協働で行うもの。

区のみちづくりにおける区民と区長等の関係

- ・住民、通勤・通学者
- ・事業者、地域団体、市民活動団体等

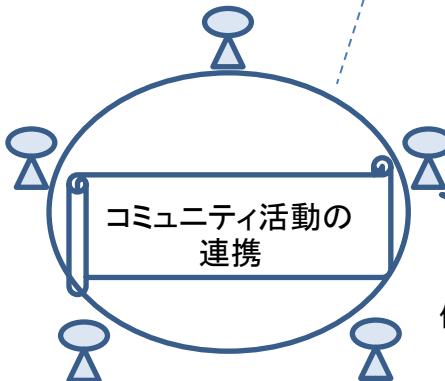


区民

- ・地域の情報を十分に収集し、積極的に発信
- ・地域の課題を的確に把握
- ・課題解決に向けて合意形成に努める(努力義務)



区長等



コミュニティ活動の連携

例えば...

- 町内清掃・防犯活動(ソフト事業)など
- 生活道路の管理(ハード事業)など
- 地域の魅力を活用したまちおこし事業など
- 地域の景観・文化等の保全活動など
- 事業所による地域貢献活動など

コミュニティ連携の支援

市(本庁)の対応

- ・区役所体制の整備、予算の確保(努力義務)

・区長等との連携・情報共有